## 『後見制度支援預金』の取扱開始について

広島県信用組合では、後見制度を利用されているお客さまや利用を検討されているお客さまに対して『後見制度 支援預金』の取扱いを下記の通り開始しますので、お知らせいたします。

記

## 1. 後見制度支援預金とは

後見制度による支援を受けるお客さまの財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭とは別に、通常 使用しない金銭を後見制度支援預金口座に預け入れる仕組みです。

通常の預金とは異なり、後見制度支援預金口座を取引する場合は、家庭裁判所が発行する「指示書」を必要とすることで、後見人による預金の不正な引出しを防止し、お客さまの財産の保護を簡易に確実に行うことができます。

## 2. 後見制度支援預金の商品概要

取扱店舗	全営業店
対象預金	普通預金
利用対象顧客	・当組合の営業区域内に住所、または居所を有する方
	・家庭裁判所にて後見開始の審判を受けている方で、同家庭裁判所より本商品の
	利用にかかる「指示書」を受けた方(保佐人・補助人・任意後見人は対象外)
	・原則、組合員および組合員となる資格を有する方
口座開設	家庭裁判所の「指示書」に基づき開設
口座開設手数料	不要
預入方法	家庭裁判所の「指示書」に基づき入金
	※給与・年金・配当金等の受取口座としての利用不可
	※総合口座として取扱不可
	※インターネットバンキングの利用不可
支払・解約	家庭裁判所の「指示書」に基づき支払・解約
キャッシュカード	発行不可
口座振替	口座振替の引落口座利用不可
定期送金	家庭裁判所の「指示書」がある場合、「自動振替サービス」が利用可

## 3. 取扱開始日

2021年10月1日(金)

以上

ご不明点などは、お取引店または下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

広島県信用組合 業務部

電話番号: 0 1 2 0 - 7 4 5 - 5 3 0 (フリーダイヤル) 受付時間: 平日 9:00~17:00 (除く土・日・祝日、12/31、1/1~3)

